

VI オンブズパーソンからのメッセージ

「護り、育てる」と「教え、導く」

代表オンブズパーソン 羽下 大信

個別救済のもうひとつの意味 ―公的第三者機関から見る社会―

代表代行オンブズパーソン 桜井 智恵子

就任一年目のオンブズパーソンから見た

「川西市子どもの人権オンブズパーソン」

オンブズパーソン 泉 薫

「護り、育てる」と「教え、導く」

代表オンブズパーソン 羽下 大信

知人友人親族などの家に行き、食事などをしてしばらくの時間を過ごした折りに、その家庭での親子のやりとりの日常に接するとき。あるいは逆に、自分の家に知人一家を招いて宴会におよび、大人も子どももまぜまぜで騒いだあと。その帰りの道々、夫婦で「彼女、子どもに、あんな学校の先生みたいなこと、言うんや（意外やなー。そんなこと、直接には言われへんけど）」とか、「彼、子どもにやさしいなー（僕にはそこまではでけへんなー）」などと話したり、あるいは、相手から、「君んとこ、女の子に、気使ってんねんなー。うちと、えらい違うわ」と言われたり。

つまり、お互いに日頃接する、大人同士の人格からはとても想像できない、でも、その人の家庭ではふつうに発動されるらしい、いわば、親の人格。それを直接、目の当たりにしたときの新鮮な、そして小さくない驚き。さらには、自分の子どもが家とは随分違って大人びた口を利いていたり、他の子と遊ぶ姿を垣間見て、自分たちの知らない姿に軽いショックを受けたり。これもよその家を訪問するときの、ちょっとドキドキの楽しみでもある。また、他者が自分の家に来ることの、予想外の面白さでもある。

自分のやっていること、いつも家の中で繰り返している家族とのやりとりに、人はそれほど自覚的ではない。また、その自分の子どもへの接し方について他人から何か言われたからと言って、「ハイ、そうですか」と変えられるわけではない。それほどに、この親としての人格は自分に馴染み、自然なものになっている。これは、いつの間に創られたのだろうか。

推測するに、たぶんそれは、子どもだった自分が大人と接してきた経験、子ども世界のなかで体得したもの、これまでに読んだ本によって育ててきた感受性、また、自分の職業とそこでの人との経験、あるいは「こうなってほしい」という子ども像、こうしたいという子育てのモデル、などなどによって構成されているようだ。

この「大人と接してきた経験」のなかには、自分たちを取り巻く大人世界のルールや、大人の側の熱心さや正論のゆえに、こちらがひどい目にあったことも含む。たとえば、母親から、「ママはぜったいに叱ったりしないから、全部話してごらん」と言われ、そのとおりにしたら、「そんなこと、なぜ黙ってたの！」とメチャメチャ怒られ、これに懲りて、今度からはその甘い誘惑には「ぜったいに」乗らないぞと、堅く心に誓った、など。

またこれと平行して、自分たちが親になって以降、子どもたちや拡大した家族メンバーと接する中で学習して来た、自分が子どもに接するときの態度。親人格は、先ほどの痛い目にあっただけで学んだ経験も含めて、上に挙げた各構成要素が適宜混ぜ合わされて、その人固有の感受性というものが創られて行ったのだろう。もっとも、この人格は固定的なものというよりは、子どもの発達やわれわれ個人としての経験・年齢の変化によって、少しずつ変わって行くものだろう。

う。

ある心理療法のセッションで、そのクライアントは自分の母親のことを話していた。10才前後の頃、女の子同士でゴチャゴチャして、それを母にグチると、いつものように口調はふつうだったけど、すかさず「まさに正論」が返ってきて、「あーあ、やっぱり言わなきゃよかった」と思った。その堅苦しき、話しの通じなさが嫌で、もう何も言わずに自分でやることにした。ところが、自分のほうは相変らずなのに、このところ母が変わった（激務を辞め、大病したからか）。自分たち夫婦のことをグチると、自然体でうまく聞いてくれる。自分の娘を護ってやろうとしたり、何かを教えるような発言が、全くなかった。返って来るのは「へー、そうか」と思うことで、「あ、それでいいんだ！よし、やろう」という気になる。こんな人じゃなかったのに、不思議。そして、ずーっとわれいせだだった兄（母にとってはゴールデン・ボーイ）も、「よかったね」って言えるようになった、と。僕が「今、かつてのふたりになかったものを取り戻し、埋め合わせているのかな」というと、「そう言えば、そうかも。…これって、悪くないですよー」と彼女は言った。

大人の自分が子どもに接する際、こうだと思っていること／してるつもりのことと、実際そこに起きていることの間にはズレがある。それがふつうである。別の言い方をすると、家庭の中の他のメンバーから見たら、その事態は相当に違って見えること、また、子どもの側からすると、こちらの状況把握／予測／期待は全くハズレだった、というようなことは日常茶飯事、と思っておいたほうがよいらる。

言っていることと、やっていることは違う。もし、言行一致の人がいたら、その人は不気味な人に違いない。この不一致というズレの中に、互いの推測や期待や願いや失望（という豊かなもの）があり、お互いに、それを十分に味わいつつ、それぞれに調節しながら、その落差を生きている。それがわれわれの日常だろう。

落差やズレがあることが問題なのではない。それらに気づけなかったり、無視したりした結果、その落差やズレを、どちらかが生きられなくなったとき。そのとき、関係は危機的になるのではないか。が、そのズレが大人と子どもの間に起きる場合、この危機は子どもの側にのみ起きやすい（もし、この危機が大人の側に起きたとしたら、大人と子どもの関係を巡る、大人の側の質の良い敏感さの発揮として、歓迎されていいだろう）。子どもはその大人の取り決めた世界の中に生きていて、完全にその外に出て生きる、ということはあるまいから。

大人が子どもを「護り育てる」と言うとき、また、それを日々実行しようとするとき、当然のことながら、その背後には願いや期待がある。が、それらがあつたとしても、何かの答えが欲しくて子どもを世話しているわけでも、また、ある大人像に向かって育てているのでもないだろう。健康で、成長していくことに日々かかわりつつ、それを楽しみに「護り育て」ているのだろう。

このスタンスは、子どもに、自分がこの世に存在することが無条件に肯定されている、とい

う感覚をもたらすことに貢献する。それは言葉による説明ではなく、まわりから自分に向けられた態度の全体から来るものようだ。もちろん、子どもは肯定感だけではなく、大人の配慮や意図にもかかわらず、必然的に否定の感覚も経験する。自分の願望や欲望がいつも受け入れられるわけではないから。

この肯定感／否定感の緊張の中で、相対に肯定感が優勢なら、全体に安定で、否定感を誘発する事態が訪れても、その都度、それは越えられるだろう。この「護り育てる」ことが十分に実行されているようなら、「教え導く」は生きる。

そこでのつもりと実際、言っていることとしていることとは、当然、違い・落差がある。自分としては「護り育て」ているつもりで、外でもそう言っているが、横から見ると（先ほどの、「すかさず」の母のように）、実は「教え導き」過ぎていたり、また、その逆もあるだろう。そのことを、その親子に直接・間接にかかわるまわりが知っていて、その上で、親が親であるゆえに、つい、力がはいる。そんなときに、そこに立会人がいたり外野席があると、相の手がはいて流れが変わり、あるいは緩衝地帯が生まれ、事態の急迫は避けられる。

大人は子どもがどうあるべきかは言える。言葉を操れるし、経験一般もあるから。そして、その「べき」が起きるための準備を具体的に描ける大人は、とき、そこにかかわり、待つことができる。描けない人は待てない。つまり、待つためには、かかわる必要がある。一方、子どもは自分には何が足りないかを、実感的に知っている。そして待っている。言葉では言えないから。自分から事態を動かさないから。たとえ、気づいていても。そして、待ち切れなくなって苦しくなると、それを表現してしまう。行動に、あるいは症状に。そうしておいて、待っている。

先ほどの彼女は、面接の中で、自分には何かが足りないはず一と感じており、そのために、いつも母を意識しながら、自分にできるあらゆることを試みていた。親の意欲が少しカラ廻りしていたはずだ。「通じない」とはそのことを指すのだろう。そして、（幸い、大きな破綻や悲劇は回避されて）十数年ののち、いよいよ懸案のことが浮上し、「足りないもの」が取り戻される機会がやって来たようだ。

子どもは待ってくれる。まわりも待ってくれる。親のその意欲に免じて。子どもはわれわれ大人の想像を超えて、ときには、相当に我慢強い。もっとも、それを当てにしていけないけれど。

(はげ だいしん・甲南大学教授)

個別救済のもうひとつの意味 —公的第三者機関から見る社会—

代表代行オンブズパーソン 桜井 智恵子

教員やカウンセラーの実践に即していうなら、文化の既成のありかただけを切り離してもっぱらその内部に教化の手がかりを求め、期待通りの成果を得ようとして徒労に終わるであろう。(略) 介入や教化の試みは、その対象となる文化が構造的な諸要因と関係しつつ再生産されている以上、いたるところで意図せざる結果や矛盾に出合うほかないのである*1。

(ポール・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』より)

1. 子どもをめぐる大人の不安

2007年次は、オンブズパーソンに昨年と同様、大人からも相談が多く寄せられた。

子どもの権利侵害に関わる可能性のある場合は、大人の悩みに対しても、私たちは関わらせていただく。

第1位「子育ての悩み」、第2位「交友関係の悩み」、第5位「家族関係の悩み」の件数を合わせると、約4割の悩みは子育てに関してである(表Ⅱ-2: p12 参照)。

相談事例にもあるように、学校で集団行動に馴染めず、子どもが自信を失い、親も子育てに悩むという場合のように、同率2位の「教職員等その他指導上の問題」とも関わることもある。

大人からの様々な相談を共有し、総括して言えることは、保護者や教職員の不安が高く、それが子どもの権利侵害にも関わるという傾向である(表Ⅱ-5: p17 参照)。また、大人同士ほとんど原因のないところにトラブルが発生し、子どもの権利侵害が起こるというケースもあった。さて、こういった子どもをめぐる大人の不安、いったいその正体は何なのであろう。

「データは少年犯罪の増加を示していないのに人々の不安は高まる一方、というところにこそ子どもをめぐる最近の問題の本質がある」*2と焦点づけられている問い、にも関わるこの点を、少しばかり考えてみたい。

本稿では、とりわけ学齢期の子どもをもつ保護者の不安がなぜ高くなるかという点に対して整理を試みる。その上で、子どもの個別救済がその不安を創り出す構造に対して、どのような社会的な意味をもつかということについて言及したい。

*1 ポール・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』熊沢誠・山田潤訳、筑摩書房、1996年、430-431頁。1977年に発行され、世界に衝撃を与えたポール・ウィリスの調査は、1985年に『ハマータウンの野郎ども』として日本でも翻訳され、教育学・社会学の分野に大きな影響を与え、今や基本書となっている。

*2 香山リカ、朝日新聞、2008年1月6日付。

2. 「子どもの意見の尊重」を制限せざるえない大人

(1) 人権に基づくアプローチが機能しない

権利主体としての当事者性の拡張は、子どもの意見の尊重のみならず、高齢者福祉の分野でも最も注目を集める実践理論のひとつとなっている。

近年、「子どもの権利基盤型アプローチ」が子どもの権利の研究者などの中で注目を集めている。平野裕二はこれを次のように定義している*3。a.国際人権法の目的および諸原則を充分に踏まえ、b.条約締約国としての実施義務・説明責任を前提として、c.条約および関連の国際人権文書の規定をホリスティックに（各規定の有機的關係に留意しつつ包括的視点で）とらえながら、d.対話、参加、エンパワーメントおよびパートナーシップの精神にのっとり、e.子どもの人権および人間としての尊厳を確保しようとするアプローチ。

平野は、日本が子どもの権利条約の締約国として問題と考えるのは、様々な法律・施策の決定にあたって「子どもの権利基盤型アプローチ」がとられていない点と述べる。「このようなアプローチが欠如していることは、子どもの意見表明・参加が保障されていないだけでなく、議論の過程で子どもの権利条約、国連・子どもの権利委員会の勧告、その他関連の国際文書等がほとんど参照されていないことから明らかである。」

確かに、このアプローチは受け入れられにくく、機能しにくいことがあるというのが、現場オンブズパーソンとしての実感である。はたして、それは国際文書が参照されていないというのが大きな理由であろうか。私たちは、なぜ子どもの意見の尊重が支持されにくいのかという状況を把握する必要がある。

(2) 「子どもの意見の尊重」の制限

日本では、1994年に子どもの権利条約を批准し、国連子どもの権利委員会に対して、日本の子どものおかれている状況についての報告をする義務を負った。第1回の報告・審査は1998年に行われ、委員会から勧告がなされた。第2回報告・審査は2004年1月に行われた。第1回報告に対し、とくに、「差別の禁止、学校制度の過度に競争的な性質およびいじめを含む学校での暴力に関する勧告は十分にフォローアップされていない。委員会は、これらの懸念および勧告がこの総括所見においても繰り返されていることに留意するものである」*4と述べられ、第2回の勧告が記された。たとえば、「子どもの意見の尊重」の項では、次のような勧告がある。

27.児童の意見の尊重に関し、締約国が改善に向けて努力している点につき留意しつつも、委員会は依然として、児童に対する社会の旧来の態度によって、彼らの意見の尊重が家庭、学校、その他の施設そして社会全体において制限されている点について懸念する。

*3 平野裕二「子どもの権利に関わる国内外の主な動向」京都市『人権研修資料集改訂版』2004年。

*4 「児童の権利委員会の最終見解」2004年2月26日、政府訳。

日本では、「社会の旧来の態度」により、子どもの意見の尊重が制限されていると指摘されたのだ。

(3) 「社会の旧来の態度」という立場

政府は国連子どもの権利委員会に第3回報告を提出しなければならず、そのために2006年に市民との意見交換会を2回開催した。たとえば市民から「児童の権利条約というのは、生きていいんだよと、子どもに訴えること。若い人たちに頑張ってもらいたい」との意見があった*5。逆に、「社会の旧来の態度」と思われる立場からは、次のような意見があった*6。

戦後の教育現場における条約の悪い解釈が、家庭崩壊等につながっている。義務教育や躾というのは、強制するものであり、子どもが嫌がることを教えることが目的。条約の中で問題のある文言を日本が廃棄することを提案すべき。政府の見解如何。児童の権利委員会が出す勧告には我慢ができない。

さて、この立場からの意見は、子どもの権利基盤アプローチとは対立するものであり、子ども観、教育観が異なる。しかし、実はこれらの立場が、現在の子どもを取り巻く状況に最も影響を与えているのではない。「社会の旧来の態度」はそれ自体が問題ではあるが、大人たちの心情を聴かせていただく経験から、大人の中でここに留まるものはいつまでもそう多くはない。

多くの親たちが、ますます厳しくなる労働条件と闘いながら、なんとか時間をやりくりして子どもと向かい合おうとしている。むしろ、大人たちは、子どもの意見の尊重と「何か」との挟間で悩んでいる。子どもの気持ちは十分にきいてあげたい、けれど、ここは子どものために強制しなくてはならないという「状況」があるのだ。では、その状況はどんなふうに要請されているのだろう。

3. 親の教育責任の増大

(1) 競争という価値尺度

『ハマータウンの野郎ども』の翻訳者であり、定時制高校の教員でもある山田潤は、不登校の親の会に長年関わってきた。彼は言う。

すべてが勝者となりうるはずのない能力主義競争に、だれもが休みなく持続的に参加せざるえない社会と言うのも、特異と言え言えるであろう。どのようにして能力主義競

*5 外務省「児童の権利条約第3回政府報告に関する市民と関係省庁との意見交換会について」2006年7月13日。

*6 同上、2006年5月12日。

争へのコンセンサスが成り立っているのか。コンセンサスが成り立つがゆえに、しかるべき反抗や不満が孤立した不安というかたちで内向するということはないであろうか*7。

保護者が子どもに対して悩む相談の多くは、子どもの「逸脱」である。一昔前の「非行」という逸脱よりも、他の子どもと異なることが心配であったり、将来、はじき出されたりして逸脱しないかという不安が高いように思われる。

誕生してしばらくは、ハイハイをしたと喜び、歩いたのを見ては大騒ぎで誉めていた親が、就学後は（最近では就学前も）子どもを認めることよりも、子どもの「欠け」が目につくようになる。小学校の学年が進むと、たとえば、次のようなプレッシャーがかかる。

中学入試まで二カ月を切った、最後の六年生の父母会。「この時期になってゲームにうつつを抜かしている子はいないと思いますが…」と切り出すと、半数近い父母がぎょっとした顔で下を向く。あ、やっぱりまだやってるんだ。「もちろん、毎晩テレビを見ているなんて、ありえないですよ？」今度は大半が表情を曇らせる。今春、過去最高の受験者数だった中学入試が、来春はさらに激戦となるのは确实だ*8。

新聞コラムに寄せた塾長であろう筆者は、保護者たちを「これ以上追い詰めると、過呼吸症候群で倒れるかもしれない」と思い、少しは息抜きも必要と緊張を緩和させた上で締めくくる。「息抜きの場を与えてください。ただしちゃんと宿題を終わらせてからですよ。」

受験する子どもを応援する家庭はたいへんな緊張の中にある。ならば、競争から降りた子どもや家庭は自由なのかというと、決してそうではいられない。競争に動員されるということは、「その結果として与えられる序列を受け入れるということにとどまらず、競争のそもそもの前提にあるゴール＝価値尺度をみずからのものとして内面化するということなのだ」*9。この価値尺度の内面化に加え、保護者にさらなる負担がかかっている。

（2）親の教育責任の増大

日経新聞の一千世帯の家計調査*10 の中で、三年前に比べて「家計を巡る不安」の変化を問うた。増した不安の第1位は「税金の増加」であり、2位が「教育費の増加」となっている。

*7 山田潤「文庫版訳者あとがき」ポール・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』熊沢誠・山田潤訳、筑摩書房、1996年、459頁。

*8 日経新聞、2007年12月17日付。

*9 山田潤、前掲、462頁。

*10 2006年12月、日経調査。世帯主が会社員、かつ20～50代である家庭、男性515人、女性498人の計1013人から有効回答。それぞれの世代の人数はほぼ同数。回答世帯の65%以上が、年収700万円以下。（日経新聞、2007年1月7日付）3位が「収入の減少」である。

赤字となった家計の立て直しの方法を問うたところ、1位「生活費を切りつめる」が5割近く、2位「小遣いや娯楽費を削る」が3割強と続き、「子どもの教育費を削る」は9位で数パーセントのみが視野に入れている。

つまり、家計が厳しくなり、教育費の増加が大きい位置を占めているが、子どもの教育費は削れないのだ。とりわけ、20代から40代の家庭は教育費が重くのしかかっている。しかし、教育費の負担に隠れて見えない親のもうひとつの大きな負担がある。

『多元化する「能力」と日本社会－ハイパー・メリトクラシー化のなかで』での本田由紀の指摘を、現場で私は共有する。

もはや『勉強』だけではだめ」な時代に社会は踏み込みつつあること、言い換えれば「勉強」に関心が集中するメリトクラシー社会から、「勉強」以外の多様な側面での力が要請されるハイパー・メリトクラシー社会への移行が明らかに進んでいることが、直視されるべきである。(略) 子どもに身体化された生活習慣などの、一朝一夕には成立しない家庭の質的なあり方が、子どもが「努力」を、特に「開かれた努力」を遂行する「能力」をもてるかどうかを決定的に左右しているのである*11。

「定評のある大学」に子どもを行かせたいという心理は、必ずしも費用面での負担のみを意味しているわけではないはずである。むしろ、子どもをそこまで育て上げるために母親がかけなくてはならない「手間」が重視されていると解釈した方が自然である*12。

母親がかけなくてはならない「手間」とはなんだろう。

子どもが学齢期になってから後にも継続する、母親による日常的な細かい配慮の必要性である。強調されてきたのは子どもの「能力」を伸ばすという意味での教育責任よりも、乳幼児期の子どもの世話・保護という意味での養育責任であった。他方で、学齢期以降の子どもに関する議論は、教育費の負担の大きさという側面にほぼ限定されており、やはり母親の教育責任ということ正面から取り上げた議論はまったくといっていいほど存在しない*13。

「コミュニケーションスキル」などの対人能力や「ポジティブ志向」といった意欲、創造性などは、私の行った大学生調査でも身につけたい力の上位に位置する。それらを何とかして子どもに身につけさせなければならないという圧力が日本の家庭を広く覆い、親子共々きわめて息苦しくなっている。

日頃からの親子の密な会話や「早寝・早起き・朝ごはん」に代表される子育てにおける手厚

*11 本田由紀『多元化する「能力」と日本社会－ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT 出版、2005年、105-106頁。本書は大仏次郎論壇賞（2006年）で注目を集めた。

*12 同上、220頁。

*13 同上、215頁。

さに、親たちはどんどんと自分で縛られてゆく。

問題は「社会の旧来の態度」それ自体というよりもむしろ、大人が追い詰められていく状況だ。子どもの意見の尊重をしている場合ではなくなってしまうのだ。親の教育責任の増大、これこそが保護者を不安にするものの正体のひとつだ。

4. オンブズパーソンの射程

現状を把握しないミクロな説明は、社会と子どもの間に「子どもの甘え」という心理要因を介在させることで、問題を子ども個人に負わせてしまう。しかし、子どものまわりの大人は、勉強もほかの能力も高めるために、絶え間ない配慮をしており、それゆえに子どもの権利侵害に至ることがあると整理してきた。

子どもをめぐる大人の不安は、子どものすべての能力を高めるために、強迫的に大人が子どもの 24 時間に注意を払うという緊張の高い状況から来ており、その状況は、子どもの社会的自立の唯一の方法と信じられつつある。そこで必要なのは、子どものすべての能力を高めなければならないのか、さらに「能力」をどのように扱うかという社会の感性の課題なのである。

そんな中、ある保護者は次のように希望を語る。「そんな時代に親の一人として言えるのは、子どもを自分の家庭だけに閉じこめず、多くの人とお互いに助け合って、共に育てていけるような回路をできるだけ作っていききたい」*14。これは重要な保護者からの改革だ。

では、親の教育責任の増大からくる不安という状況に、川西市の子どもの人権オンブズパーソンとしては、どのように向かえばよいのか。

中西新太郎は、労働階級文化やマイノリティ文化の未成熟な日本社会では、反学校文化は、容易には社会的自立へと結びつかないという。そこで、中西は、対抗的自立が社会化されること、そのために、対抗的自立を「平等に」、すなわち「正統化された自立からの逸脱」というスティグマなしに選択しうる社会的・制度的諸条件の創出と、これに結びついた教育カリキュラムの構築という課題を提起している*15。

中西の課題を分かりやすく述べると、次のようになる。①逸脱したり、はじき出された子どもの自立が社会化されること、②その社会的・制度的諸条件を作り出すこと。そして、そのどちらも、ささやかながらオンブズパーソンの仕事の射程に入っている。

近年の不況と雇用の停滞により、若者の就職の厳しさが知られるところとなっている。子どもが中学、高校と進むにつれ、子どもの社会的自立は、当然のことながら、保護者たちの最も関心を寄せる点でもある。

*14 山本芳幹「親の立場でもの申す」岡崎勝・赤田圭亮編『わたしたちの教育再生会議―現場からの批判と提言』日本評論社、2007年、171頁。

*15 中西新太郎「子ども青年論の脱戦後―企業社会化の自立像をめぐって」『竹内常一 教育のしごと』第4巻、青木書店、1995年。

加えて、逸脱した子どもの社会的自立、とりわけ就職につながる「子どもの進路困難の解消」という問いを解くことができれば、すべての子どもをめぐる社会には大きな希望となる。

冒頭のウィリスの言葉に立ち返ろう。「介入や教化の試みは、その対象となる文化が構造的な諸要因と関係しつつ再生産されている」がゆえに、再生産の矛盾に満ちた過程にこそ変革の可能性があるという。ひとびとが不安の正体を把握し、それぞれの場で問いを解くことをイメージしたい。オンブズパーソンも、その最前線でできる限りの知恵を絞り動かしたいと思う。川西市は、子どもと社会に向かう可能性のひとつの場を抱えている。

(さくらい ちえこ・大阪大谷大学教授)

就任一年目のオンブズパーソンから見た「川西市子どもの人権オンブズパーソン」

オンブズパーソン 泉 薫

(はじめに)

今年の4月からオンブズパーソンに就任している弁護士の泉です。就任一年目オンブズパーソンとしての感想と、昨年10月のシンポジウムに参加して触発されたことについて、記したいと思います。雑ばくな印象記にすぎないかもしれませんが、素直な気持ちを語りたいと思います。

(初めのオンブズの印象～自己紹介をかねて)

私は、弁護士のオンブズパーソンとしては四代目になります。初代オンブズパーソンの弁護士とは、弁護士会として初めて「学校における体罰」をテーマとしたシンポジウムを開催したり、「子どもの人権110番」を開設した際に、苦労を共にした思い出があります。そして、川西市に子どもの人権オンブズパーソンが創設された頃は、先述の「子どもの人権110番」が電話相談の限界を感じさせていた時期でしたので、相談を超えた救済を目指す制度の創設を期待をもって見守っていました。その後も、同弁護士による川西のオンブズの活動報告を聞く機会が何度かあり、子どもの人権を守る「孤高の砦」という印象を抱いていました。私は、その頃には、同様の制度の創設を目指す全国各地の運動の萌芽についての知識がまだなかったからです。

(オンブズパーソンとして活動して)

私は、オンブズパーソンに就任する前年にはオンブズの専門員となり、研究協議に参加したことがありましたが、実際に就任してからのオンブズの活動内容についての印象は、それ以前とは全く違ったものとなりました。

まず最初にしたのは、相談案件についての議論の真剣さと濃密さです。オンブズパーソンの仕事のひとつは、相談員に対してのスーパーバイズであり、毎週木曜日にこれを含めたケース検討することを研究協議と称しています。この名称はまことに的を得たものであり、まさに事案の細部に至り、子どもの気持ちの奥底に入るように、「研究」するごとく議論を尽くします。そこは、オンブズパーソンが相談員をスーパーバイズするというよりも、各相談員と各オンブズパーソンが子どもの最善の利益のために、意見を戦わせ「協議」をする場であったのです。

例えば、学校の対応に対する不満を集団で訴えて来られた保護者の方々がおられました。当初は集団のまま事情をお聞きしていましたが、やがて、一人一人から個別に丁寧に聴き取りを実施することにしました。その結果、各人の微妙な思いの違いが浮かび上がり、それをさらに整理し「協議」することで、纏れた糸が解きほぐされ解決への道筋が見えてき

たのです。表面的な「訴え」を受け止めるだけではなく、それぞれの気持ちに添って丁寧に話しを聴くことの大切さに気づかされたケースでした。

次に述べたいことは、異なる視点で物事を見ることの大切さです。3人のオンブズパーソンの専門分野はそれぞれ異なりますし、各相談員にもそれぞれの背景に応じた得意分野があります。そして、それぞれが自分の立場に固執することなく、かつ自由に意見を交換することで、多面的で重層的な物の見方ができるようになります。

例えば、一定の解決を見た事案の当事者である子どもが、その後もなお不安定な面を見せたことがあります。担当のオンブズパーソンは、何度もその子どもと話をし、手紙を書いて励ましました。このケースでは、人権侵害により子どもの心に負った傷の深さを実感するとともに、アフターケアの大切さと、本当の解決とは何かということを考えさせられました。弁護士の通常の仕事では、事件の終結とともに当事者との関わりも終わるのが通例ですので、このことは新鮮な体験でした。

最後に、一番良かった経験は、子どもたちの「強さ」を実感できたことです。オンブズパーソンの仕事には、研究協議におけるスーパーバイズだけではなく、実際に事案を担当して当事者の相談を受けたり、申立案件について関係者の事情聴取をすることも含まれます。

あるケースでは、自分の受けたつらい体験を淡々と話してくれた子どもが、同級生の立場に配慮した発言をしてくれたことがあります。自分が救われる、自分の受けた仕打ちについて告発する、というだけの姿勢ではない彼の態度に、近い将来の彼の立ち直りを確信したものでした。また、当初は、自分が抱えている問題に正面から向き合うことができなかつた子どもが、徐々に自分で行動することの大切さに気づいてくれたことがあります。相談当初は、他人任せのように見える彼女の態度にはがゆい思いを抱いたものでしたが、彼女が少しずつ自分の意思を発言できるようになると、彼女に力を貸すことの喜びを感じ、これがオンブズパーソンとしてのやりがいだと思いました。

また、オンブズパーソンの役割は、第一には個別の人権救済ですが、これを超えて普遍的な制度や仕組みの提言に至る場合もあります。そのようなケースでは、調査の範囲も膨大になりますが、新しい「判例」を創った弁護士の喜びに近い満足感が味わえそうです。

(シンポジウムに参加して)

昨年10月に愛知県高浜市で「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム(44頁参照)が開催され、私は相談員2名とともに川西市の代表として参加してきました。このシンポジウムは、子どもの権利条例の制定などの様々な子ども施策を展開している、又はこれらを検討している地方自治体の関係者や、子どもの権利の観点から地方自治体の施策のあり方を研究している研究者、子どもの権利に関連するNPOなどが組織しているもので、昨年で6回目の開催となります。ちなみに第1回は、平成14年に川西市で開催されています。

私は、子どもオンブズパーソン研究会*1に参加していますし、『子どもにやさしいまちづくりー自治体子ども施策の現在とこれから』（喜多明人他編、日本評論社、2004）などの書物で一定の知識は得ていたつもりだったのですが、シンポジウムに参加してみて、各地における子ども施策の盛り上がりは想像以上でした。

シンポジウムに参加して考えさせられた点の第1は、論点、視点の多様化です。子どもの権利に関する条例を制定し、救済機関を立ち上げようという運動論を超えて、様々な角度からの研究、実践の報告がなされました。従って、分科会のテーマも「子どもの相談・救済」「子ども条例の制定・実施」「子ども計画の実施と新しい課題」という従来の路線の延長線上にある基本的なものから、「子どもの居場所づくりー『すき間・たまり場・逃げ場』」「子どもとともに学ぶ子ども参加支援」「ともに創る子ども施策ー市民、大学との協働を求めて」のような実践的あるいは実験的、提言的なものまでバラエティに富んだものでした。

次に感じたのは、川西市はもはや「孤高のフロントランナー」ではない、ということです。条例を制定し、相談、救済機関を設置した自治体は、準備、検討中のところも含めて陸続と続いています。自治体の規模やその置かれている立場によって、その内容は様々ですが、この多様性も又これからの大きな力となると思っています。

子どもの権利条約が批准された後も、長い間子ども施策に大きな変化はありませんでしたが、2002年に国連子ども特別総会で「子どもにやさしい世界」に関する成果文書が可決されてから、大きな追い風が吹いているように思われます。それが、「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードとした自治体の施策の推進であり、文部科学省や厚生労働省もこれを後押しする形ができつつあります（先日、文部科学省の担当の方が川西市へ視察に来られました）。

最後に、シンポジウムで報告されたユニークな実践例をいくつか紹介したいと思います。

ひとつ目は、子どもからアクセスしやすくするために、土曜や夜間の相談を実施している例です。福岡県の志免町が実施している「子どもの権利相談室」は、火・木の昼1時から夜7時と土・日・祝日の朝10時から夕方5時が相談時間とされているそうです。ただし、このような工夫にもかかわらず相談数が伸び悩んでいるとのことでしたので、むしろ、子ども向けの広報手段を工夫し、拡大するための方策の方が重要なかもしれません。

次は、「子どもの居場所機能」を持つ機関の例です。川崎市の「子ども夢パーク」は、子どもを信頼し、施設の利用に際して、最低限の規則しか定めていないという素敵などこ

*1 日本で最初の公的子どもオンブズ制度が1999年に川西市で創設されて以降、地方自治体条例による子どもオンブズ制度は埼玉県、川崎市、多治見市、福岡県志免町などに相次いで設置された。これら「子どもオンブズパーソン」の日本モデルは、国連子どもの権利委員会やユニセフなど国際社会からも注目されている。この研究会は、こうした情勢を踏まえ、「日本における子どもオンブズワーク」を明らかにし、ひろく国の内外に発信していくことを使命として、関西の子どもオンブズパーソン研究会と東京の子どもの権利条約総合研究所の共同により開催されているものである。

ろでした。家庭にも学校にも地域にも自分の居場所がない、そんな子どもたちが増えています。通信手段が発達した現代だからこそ、仲間と生で触れあえる場所が求められているのです。そんな子どもたちの溜まり場が、コンビニの駐車場しかないとすれば寂しいことです。様々な遊びや体験学習、仲間作りができて、大人が見守ってくれる、そんな「居場所」が各地にできればいいと思います。

(おわりに)

以上のように、就任一年目のオンブズパーソンである私にとって、同僚のオンブズパーソンや相談員の方々と一緒に仕事をする中で切磋琢磨され、さらに、全国で高まりつつある自治体の子ども施策に接することで刺激を受けたこの1年でした。オンブズ2年目に向けて、これからも自分のできることから行っていきたいと思っています。

(いずみ かおる・弁護士)